

令和6年度 大田区
特定子ども・子育て支援施設等の
指導検査

運営管理編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

運 営 編

- 1 令和6年度からの変更・追加点について
- 2 保育に従事する者の数及び資格
- 3 保育室等の構造設備及び面積
- 4 非常災害に対する措置
- 5 健康管理・安全確保
- 6 利用者への情報提供
- 7 備える帳簿

令和6年度の重点項目

- ア 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか
- ウ 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか
- エ 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか
- オ 通園のための自動車の運行については、ガイドラインに適合する児童の見落としを防止する装置を装備しこれを用いて児童の所在を適切に確認しているか

1-1 令和6年度からの変更・追加点について

自動車使用時の安全確保

※全園共通

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">• 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。• 児童の降車の際に当たり、当該装置を用いていない。	<p>児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれらと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有していないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p>

★POINT★

- 令和6年3月31日までの経過措置が終了しているため、対応していない場合は指導の対象となります。
- バスだけでなく、3列編成の自動車も対象となります。

1-2 令和6年度からの変更・追加点について

施設及びサービスに関する内容の掲示の改正

提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

★POINT★

- ・施設内の掲示とともにインターネット上でも公表する必要がある。
- ・公衆の閲覧に供する方法は、具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載することとする。

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ（23）

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」8（1）

1-3 令和6年度からの変更・追加点について

サービス利用者に対する契約内容の書面交付について

サービス利用者に対する契約内容の書面等交付について、一部内容が修正になりました。

修正後	修正前
施設の管理者の <u>氏名</u>	施設の管理者の <u>氏名及び住所</u>

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(24)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」8(3)

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第55条

1-4 令和6年度からの変更・追加点について

労働条件明示の制度改正

	明示事項	時期
全ての労働者		
①	就業場所・業務の変更の範囲の明示（※1）	全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新時
有期雇用労働者		
②	更新上限の明示	有期労働契約の締結と契約更新時
③	無期転換申込機会の明示	無期転換申込権が発生する更新時
④	無期転換後の労働条件の明示	無期転換申込権が発生する更新時

（※1）「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要です。

★POINT★

- ・既に雇用されている労働者に対して、改めて労働条件を明示する必要はない。
- ・契約の始期が令和6年4月1日以降でも契約が令和6年3月以前であれば適用不要。

2-1 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

職員配置基準

0歳児	3人につき1人以上
1、2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4歳児以上	30人につき1人以上

例えば…

0歳児が6名、1、2歳児が9名いる保育施設の場合、必要な保育従事者数は4人となる。

年齢	人数	配置基準	計算	合計
0歳児	6人	÷3	2.0	3.5
1、2歳児	9人	÷6	1.5	
※四捨五入				↓ 4人
必要な保育従事者数				

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても複数配置が必要。

[根拠法令等]
「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号イ
「認可外保育施設に対する指導監督要綱別表1 指導監督基準」1(1)

2-2 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

職員配置基準

◆原則として、施設の開所時間について常時2人以上

※ただし、保育士、看護師（保健師・助産師を含む。）又は家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第2号イ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」1(2)

2-3 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の有資格者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

◆下記のいずれの場合においても、保育従事者の必要数の3分の1以上が有資格者であるか。

- a 月極契約入所児童数に対する数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数
※有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士又は看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者をいう。
ただし、有資格者の取扱において、准看護師は、有資格者としてみなしていない。

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号イ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 1(1)

2-4 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の有資格者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

◆ 1人以上の有資格者がいるか。

〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士、看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者又は家庭的保育研修修了者をいう。

※准看護師は、有資格者としてみなしていない。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第2号イ(2)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 1(2)

3-1 保育室等の構造設備及び面積

《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

◆下記のいずれの場合においても乳幼児1人あたり1.65㎡以上確保されているか。

- a 月極契約入所児童数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数

〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

《乳児と幼児の保育場所の区画》

◆乳児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所は別の部屋が望ましいが、部屋を別にできない場合は保育を行う場所を区画し、安全性が確保されているか。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号ロ(2)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」2(1)

3-2 保育室等の構造設備及び面積

《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

◆乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ（9.9㎡以上）が確保されているか。

〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第2号ロ(1)、(2)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」2(2)

4-1 非常災害に対する措置

共通事項

《非常口の設置》

◆火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。

★POINT★

以下の点に注意してください。

- 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要（出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。）
- 保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保することが必要
- 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備機能を妨げないようにすること

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号八(1)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 3(3)

4-2 非常災害に対する措置

共通事項

《非常災害に対する具体的な計画（消防計画）の策定》

【全施設】

◆非常災害に対する措置として、

具体的な計画＝消防計画が作成されているか。

※消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、消防計画の作成及び届出の義務がある。

※届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号ハ(2)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」3(2)

「消防法」第8条、「消防法施行令」第3条の2、「消防法施行規則」第3条

4-3 非常災害に対する措置

共通事項

《避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施》

◆訓練を毎月定期的に実施されているか。

※消火活動及び避難誘導等の実地訓練を毎月1回以上実施することが原則

※実施した場合には必ず記録に残すことが必要

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号ハ(3)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」3(2)

「消防法施行令」第3条の2第2項

4-4 非常災害に対する措置

防災訓練等の違反事例

- ・4月は新入園児が多く、児童の避難行動を伴わない避難訓練を行った。
- ・延長保育体制での避難訓練を実施しようとしたが、保護者のお迎えが早まり、児童のいない状況での訓練となった。
- ・園外保育中の訓練で、避難訓練のみ行い、消火訓練を失念した。
- ・園舎内火災を想定した訓練を実施したが、全園児が園外活動中のため職員のみで訓練を実施した。
- ・火元の設定などを行わず、消火器の使い方の確認のみ行った。
- ・不審者対策の避難訓練を実施したが、災害対策の避難訓練ではなかった。
- ・消火訓練を調理職員しか実施していない。

5-1 健康管理・安全確保

共通事項

《職員の健康診断》

◆職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施されているか。

《医薬品等の整備》

◆必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。

最低限必要なもの：

①体温計 ②水まくら ③消毒液 ④絆創膏類 等

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(4)、(5)、(6)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」7(4)、(5)

5-2 健康管理・安全確保

共通事項

《安全確保》

◆事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。

例：施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置が無い。

◆不審者の施設への立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全確保する体制を整備しているか。

例：囲障はあるが、施錠等が不十分

◆事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的の実施しているか。

★POINT★

- ・救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいるか。
- ・関係機関への緊急通報訓練が1年に1回実施されているか。

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(14)、(15)、(18)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」7(8)

5-3 健康管理・安全確保

安全計画の策定

※全園共通

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">• 安全計画が策定されているか。 • 職員に対し、安全計画について周知されていない。• 安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。 • 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	<p>施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</p> <p>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p>

[根拠法令等] 「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」 7(8)

6-1 利用者への情報提供

《施設及びサービスに関する内容の掲示》

共通事項

◆以下の事項が見やすい場所に掲示するとともに

子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載されているか。

- 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 建物、その他の設備の規模及び構造※（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設のみ）
- 施設の名称及び所在地 事業を開始した年月日 開所している時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及び理由
- 入所定員 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 職員に対する研修の受講状況
- ※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合は、「設置者及び職員に対する研修の受講状況」
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 緊急時等における対応方法 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号ハ(23)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」8(1)

6-2 利用者への情報提供

共通事項

《サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付》

◆以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。

- ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③施設の名称及び所在地
- ④施設の管理者の氏名
- ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(24)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」8(3)

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第55条

7 備える帳簿

共通事項

◆以下の必要な帳票等が備えられているか。

指導監督基準項目	帳票等の名称
3 (2)	消防計画、避難消火訓練記録、防火管理者の選任・届出の控え (収容人数30人以上の施設)
7 (4)	職員健康診断記録
7 (8)	安全計画、救命講習の修了証等(過去3年以内に受講したもの)、 関係機関への緊急通報訓練(119番通報等の訓練)の記録
8 (1)	施設・サービス内容の掲示
9 (1)	履歴書、資格証明書(保育士証等)、労働者名簿(採用年月日が わかるもの)、雇用契約書(就業規則)、勤務表(ローテーション 表)、出勤簿(タイムカード)(勤務実績がわかるもの)、賃金 台帳
9 (3)	施設平面図

[根拠法令等]

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条第1項第1号へ(26)

「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1 指導監督基準」9

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第61条第1項